

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率の引上げは、今後も増加が見込まれる「社会保障４経費その他社会保障施策」の財源とするためのものです。地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げに係る収入については、以下の経費に充当します。

単位：千円

１．令和６年度地方消費税交付金収入見込	総額	一般財源分	社会保障財源分
	8,300,000	3,770,000	4,530,000 ①

２．社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳		
			特定財源		一般財源
			国・県支出金	その他	<地方消費税（交付金）引上げ分充当>
社会福祉	社会福祉	2,813,267	2,481,838	12,527	317,402
	障害者福祉	16,340,683	11,511,821	62,124	4,766,738
	高齢者福祉	1,796,245	325,868	272,344	1,198,033
	児童福祉	23,207,612	12,987,196	895,291	9,325,125
	母子福祉	1,499,317	536,142	4,692	958,483
	生活保護	13,150,470	9,545,561	145,000	3,459,909
	小計	58,807,594	37,388,426	1,391,978	20,025,690
社会保険	介護保険	5,157,548	288,688	0	4,868,860
	国民健康保険	2,285,352	1,424,437	0	860,915
	後期高齢者医療	5,606,525	832,938	0	4,773,587
	小計	13,049,425	2,546,063	0	10,503,362
保健衛生	医療	586,417	0	331,890	254,527
	病院	458,954	0	0	458,954
	疾病予防対策	3,075,793	548,074	79,215	2,440,404
	小計	4,121,164	548,074	411,105	3,153,885
合計		75,978,183	40,482,563	1,803,083	33,682,937 ②

対象経費の一般財源総額②33,682,937千円のうち、消費税率引上げ分①4,530,000千円を充当します。（対象経費には、事務職員人件費等充てられない経費を除いています。）

(注)

「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）などです。

「社会保険」とは、「保険的方法によって社会保障を行う制度の総称」ですが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などです。

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などです。